

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和3年8月18日 07時36分ごろ
発生場所	沖縄県竹富町西表島パイミ崎南西方沖 船浮港灯台から真方位227° 6.7海里付近 (概位 北緯24° 16.3′ 東経123° 36.8′)
事故の概要	漁船第3仁洋丸は、漂流中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	令和3年8月19日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第3仁洋丸、2.29トン ON3-71111（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力191.23kW、昭和 51年3月24日、回転数毎分2,600、6気筒、ボア105 mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で西表島白浜港を出港し、漁場で主機をアイドリングとして漂流中、船長がエンジン音に異変を感じて機関室内を見たところ、同室内の半分程度の高さまで浸水していた。</p> <p>船長は、118番通報するとともに、同じ漁業協同組合所属の僚船にも連絡を入れ、来援した僚船に移乗し、本船は、僚船にえい航されて白浜港に着岸し、上架された。</p> <p>船長は、機関室内において、海水をオイルクーラに供給するゴムホース（以下「本件ゴムホース」という。）が外れ、本件ゴムホースを締め付けていたホースバンド（以下「本件ホースバンド」という。）が本件ゴムホースに付いたままの状態となっているのを確認した。</p> <p>船長は、本船を約4年前に中古船で購入し、本件ゴムホース及び本件ホースバンドを約1年前に交換していたが、交換したばかりでしばらくは状態を確認しなくても問題ないと思い、交換後に本件ホースバンドの増し締めを行っておらず、本件ゴムホースの変形や硬化等の具合も確認していなかった。また、本事故前日に漁を終えて帰港後、機関室内を目視して浸水など異常がないことを確認していた。</p>

	<p>船長は、日頃、エンジン音で機関室内の異常の有無を判断し、本事故当日、白浜港を出港前、エンジン音に異変を感じていなかった。</p>
分析	<p>本船は、主機をアイドルリングとして漂流中、船長が本件ゴムホースと本件ホースバンドを交換した後、本件ホースバンドの増し締め及び本件ゴムホースの具合が確認されないままの状態であったことから、本件ゴムホースがオイルクーラから外れ、海水が機関室内に流入して浸水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が主機をアイドルリングとして漂流中、船長が本件ゴムホースと本件ホースバンドを交換した後、本件ホースバンドの増し締め及び本件ゴムホースの具合が確認されないままの状態であったため、本件ゴムホースがオイルクーラから外れ、海水が機関室内に流入して浸水したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、発航前、エンジン音の点検の他、機関室内のホースバンドで締め付けられている箇所について、交換後に定期的に緩みがないかを触手し、状態を確認すること。</li> <li>・ 船舶所有者は、浸水を考慮して機関室にビルジ高位警報装置を設置することが望ましい。</li> </ul>